

知っていますか？

目的

自立支援協議会は、障がいの当事者や福祉事業者、雇用者、学識経験者等の地域の関係者が集まり、障がい者やその家族を取り巻く地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担う機関で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定されており、すべての地方自治体が設置するよう努めなければならないとされているものです。

協議事項

小金井市地域自立支援協議会設置要綱は、協議会では以下の事項を協議すると定めています。

- ・ 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- ・ 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ・ 市町村障害者計画に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- ・ その他必要と認められること。

構成

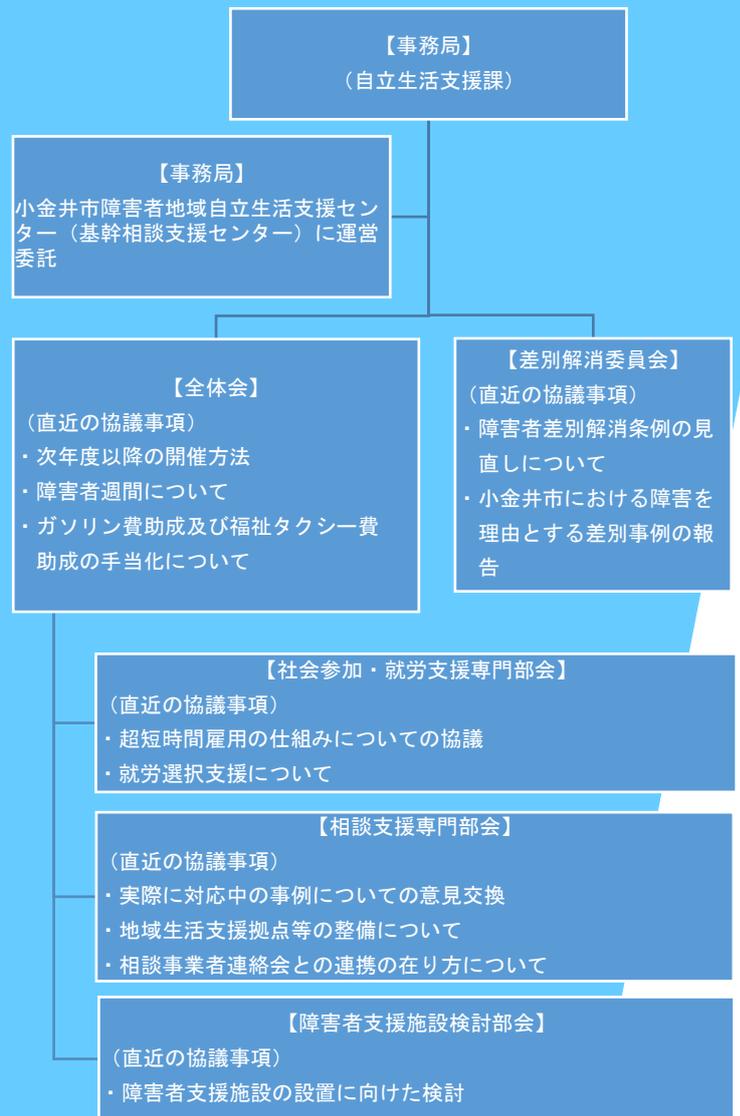
委員の構成は現在以下のとおりです。

- ・ 公募市民 1名
- ・ 相談支援事業者 4名
- ・ 福祉サービス事業者 2名
- ・ 保健・医療関係者 1名
- ・ 児童・教育関係者 3名
- ・ 企業関係者 1名
- ・ 当事者、当事者家族等 4名
- ・ 就労関係者 1名
- ・ 保健福祉に関する学識経験者 1名
- ・ 民生委員・児童委員 1名
- ・ 権利擁護関係者 1名
- ・ その他 1名
- ・ 法曹関係者 1名（参加は差別解消委員会のみ）

「自立支援協議会」

組織について

自立支援協議会は以下の組織で運営されています。



ICT化の取組

以下のようなICTを活用した取り組みを行っています。

- ・ 対面とオンラインのハイブリット形式で開催
- ・ 会議等でUDトークを活用